

関係ガイドライン等の整備

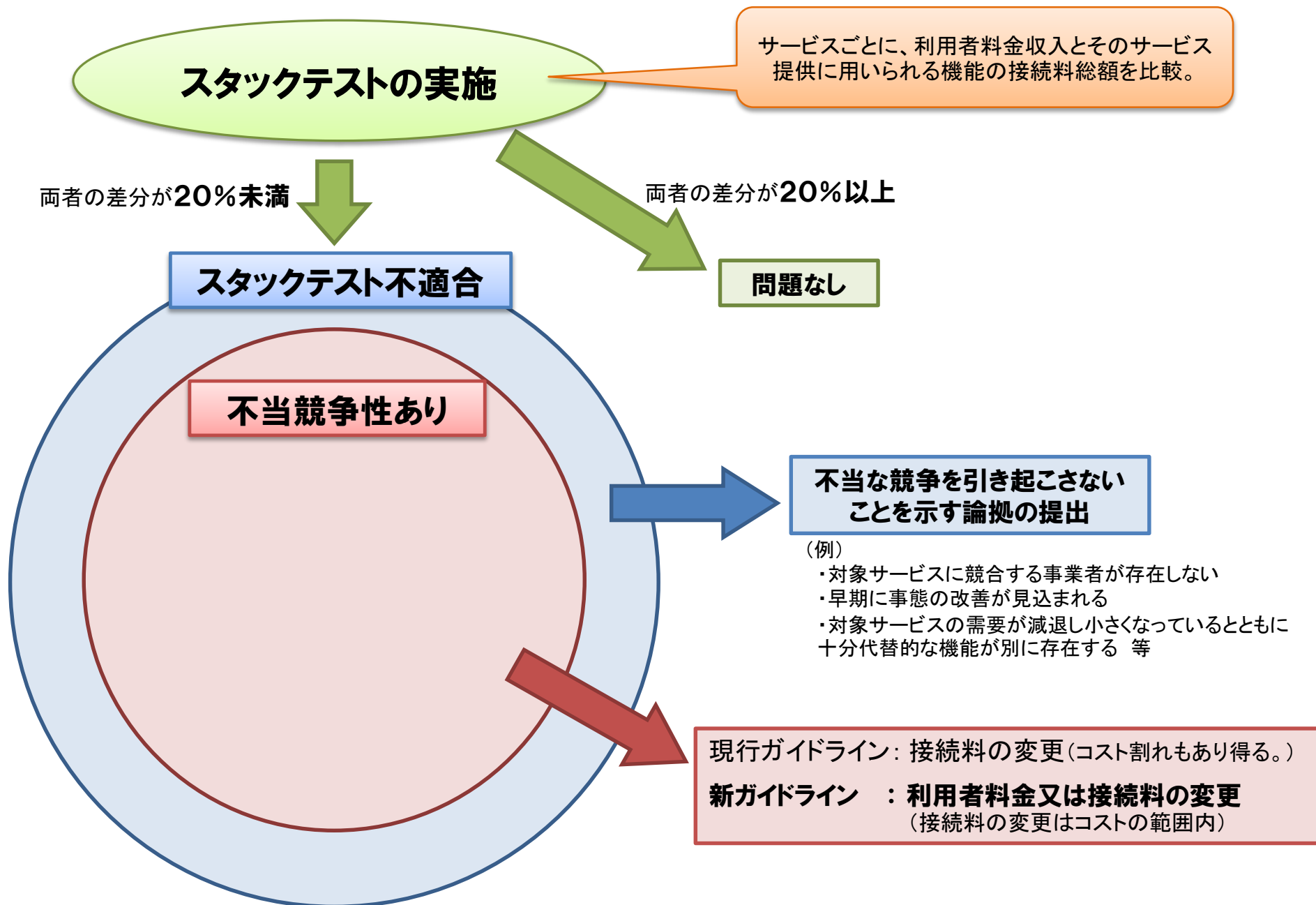
平成29年11月29日
総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 料金サービス課

(1) 接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針

- 「接続料の算定に関する研究会」第一次報告書(第7章)記載の検討を背景として、接続料と利用者料金との関係が価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとならないかを検証し、その結果に応じて必要な対応を行うため、「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」案を作成。なお、現行のガイドラインは廃止予定。
- 12月上旬に報道発表を行い、意見募集(12月上旬～1月上旬)を経て、平成30年1月頃策定予定。

(2) 接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針

- 「接続料の算定に関する研究会」第一次報告書(第9章)記載の検討を背景として、電気通信事業者間の電気通信設備の接続等に係る金額に関する交渉の円滑化のため、「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」案を作成。
- 11月14日に報道発表を行い、意見募集(11/15～12/14)を経て、平成30年1月頃策定予定。



接続料と利用者料金との関係の 検証に関する指針(案)

1. 目的等

本指針は、接続料と利用者料金との関係について、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとならないかを検証し、その結果に応じ第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号)第14条の2の規定による接続料の水準の調整その他の必要な対応を行うための基本的な方法について定めるものである。

2. 用語の定義

本指針において「事業者」とは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者をいう。

本指針において「接続料」とは、電気通信設備との接続に関し事業者が取得すべき金額をいう。

本指針において「認可接続料」とは、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第33条第2項の規定に基づき認可を受けべき接続料をいう(同条第7項の規定により届け出られるべきものを含む。)

本指針において「利用者料金」とは、事業者がその第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務(卸電気通信役務を除く。)に関する料金をいう。

その他、本指針で用いる用語の意義は、電気通信事業法、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)、第一種指定電気通信設備接続会計規則(平成9年郵政省令第91号)及び第一種指定電気通信設備接続料規則で用いる用語の例による。

3. 検証の実施方法

(1) 検証時期

事業者は、電気通信事業法第33条第14項の規定に基づく認可接続料の再計算及び同条第2項の規定に基づく接続約款の認可の申請に際し、本指針に基づき検証を行い、その結果を総務省に報告するものとする。ただし、(2)の検証対象に係る接続料及び利用者料金に変更がない場合は、この限りでない。

(2) 検証対象

本件検証は、当面、次のサービスについて行うものとする。

- ① 加入電話・ISDN基本料
- ② 加入電話・ISDN通話料
- ③ フレッツADSL
- ④ フレッツ光ネクスト
- ⑤ フレッツ光ライト
- ⑥ ひかり電話
- ⑦ ビジネスイーサワイド
- ⑧ その他総務省が決定するサービスメニュー

(第一種指定電気通信設備接続料規則第8条第2項第1号の規定(将来原価方式)に基づき接続料が算定された機能を利用して提供されるサービスに属するものを基本とする。)

(3) 検証方法

検証対象ごとに、利用者料金による収入と、その利用者料金が設定されているサービスの提供に用いられる機能ごとの振替接続料(当該機能の利用のために第一種指定設備利用部門が負担すべき認可接続料その他の接続料(※1)をいう。以下同じ。)の総額を比較し、その間の差分が利用者料金で回収される営業費に相当する金額(以下「営業費相当基準額」という。当面の間、利用者料金による収入の20%とする。)を下回らないものであるかを検証する(※2)。

※1 当該機能の利用に係る特定接続がある場合は、それに関し負担すべき接続料を含む。

※2 (2)⑧については、検証対象のサービスメニューに設定されている利用者料金が、当該サービスメニューの提供に用いられる機能ごとの振替接続料の合計を上回っているかを検証する。

4. 結果の公表等

事業者は、検証の実施の結果を総務省に報告する。また、事業者は、電気通信事業法第33条第2項の規定に基づく接続約款の認可の申請(以下「認可申請」という。)に際し、非公表とする正当な理由がある部分を除き、当該結果を公表する。

5. 利用者料金収入と振替接続料総額の差分が営業費相当基準額を下回る場合の取扱い

3. (3)の検証の結果、利用者料金による収入と振替接続料の総額との間の差分が営業費相当基準額を下回った場合(※1)には、事業者は、次のいずれかの措置を講じる。

- ① 例えば、本件サービスに関して競合する他の電気通信事業者が存在しない、早期に事態の改善が見込まれる、本件サービスの需要が減退し小さくなっているとともその内容・接続料の水準の面から他の電気通信事業者にとって十分代替的な機能が別に存在するなど、価格圧搾による不当な競争を引き起こさないものであることを示すに足る十分な論拠を、認可接続料の認可申請に際して、その原価算定根拠において提示する。
- ② 例えば、第一種指定電気通信設備接続料規則第14条の2の規定による接続料の水準の調整を行う、利用者料金の変更を行うなど、本指針による検証の結果認められる利用者料金による収入と振替接続料の総額との間の差分が営業費相当基準額を下回る状況(※2)が解消される所要の措置を講じた上で、認可接続料の認可申請を行う。

※1 3. (2)⑧にあっては、利用者料金が振替接続料を下回った場合

※2 3. (2)⑧にあっては、利用者料金が振替接続料を下回る状況

総務省では、上記の措置を受けて、価格圧搾による不当な競争を引き起こさないものであるかを判断し、当該不当な競争を引き起こすものと認められる場合には、電気通信事業法の規定に基づき、その是正に向けた措置を講じるものとする。

6. その他

- (1) 総務省は、本指針の目的達成のため必要と認める場合は、事業者(必要な場合は事業者と競合する他の電気通信事業者)に対し関係のデータその他の情報の提供を求めることにより、自ら検証を行うこととする。
- (2) 「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」(平成24年7月)は、廃止する。
- (3) 検証対象の範囲については、本指針の適用の2年後を目途に見直しの要否について検討を行う。
- (4) 本指針における第一種指定電気通信設備接続料規則及び電気通信事業法施行規則は、平成29年9月29日に情報通信行政・郵政行政審議会に諮問された「電気通信事業法施行規則等の一部改正(第一種指定電気通信設備との円滑な接続の確保等のための接続ルールの整備)について」(諮問第3096号)に含まれる両法令の改正案が関係する内容の変更を伴うことなく制定された場合における改正後の両法令を指す。

(以上)

接続等に関し取得・負担すべき金額 に関する裁定方針(案)

電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当事者が取得し、又は負担すべき金額(以下「金額」という。)について当事者間の協議が調わないときは、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「法」という。)第35条第3項又は第4項の規定により、当事者の一方又は双方は、総務大臣の裁定を申請することができることとされている。このような申請を受理したときは、総務省では、次の方針を基本として裁定を行うこととする。

1. 金額※については、当事者間で別段の合意がない場合には、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを基本とする。

※認可された接続料等を除く。

2. 1. の原価等の算定のため、接続に関して生じる費用等、算定根拠となるようなデータの提供を関係当事者に対して求めることとする。
3. 2. において有効と認められるデータの提供が行われない場合には、1. の原価等の算定のために、近似的に、例えば長期増分費用モデル等により、他の費用等を用いることとする。

(注) 卸電気通信役務の提供又は電気通信設備若しくは電気通信設備設置用工作物の共用に係る金額に関して、当事者間の協議が調わないとして、法第38条第2項又は第39条において準用する法第35条第3項又は第4項の規定に基づき裁定の申請があったときも、1. から3. までに準じて対応することとする。